

平成 30 年第 2 回富良野市教育委員会臨時会

開催年月日	平成 30 年 3 月 26 日（月） 午後 4 時 40 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階教育委員会室
出席委員	委員長 吉田幸男 委員 津山正樹 委員 菅野義則 委員 宮本鎮栄 教育長 近内栄一
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 山下俊明 学校教育課長 稲葉武則 こども未来課長 山本将誉 虹いろ保育所長 桑折恵吏子 学校教育課管理係長 石坂征和
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市立学校管理規則の一部改正について 議案第 2 号 富良野市学校災害補償規則の一部改正について 議案第 3 号 コミュニティ・スクール協議会の設置について 議案第 4 号 平成 30 年度富良野市社会教育推進計画の策定について 議案第 5 号 富良野市スクールカウンセラーの委嘱について 議案第 6 号 富良野市子どもと親の相談員の委嘱について 議案第 7 号 平成 30 年度富良野市学校医等の委嘱について 議案第 8 号 富良野市児童扶養手当障害認定医の委嘱について 議案第 9 号 平成 30 年度認可保育所における嘱託医の委嘱について 議案第 10 号 富良野市立学校職員服務規程の一部改正について 議案第 11 号 市立学校職員に関する面接指導医の委嘱について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 津山正樹 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 4 時 40 分

吉田委員長

只今より平成 30 年第 2 回富良野市教育委員会臨時会を開会いたします。
本日は全委員の出席であります。

会議録署名委員には、津山委員にお願いいたします。

吉田委員長

これより 議題に入ります。

日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

吉田委員長

次に、日程第2に入ります。

議案第1号を議題とします。

議案第1号「富良野市立学校管理規則の一部改正について」を説明願います。

山下教育部長

議案第1号 富良野市立学校管理規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴う、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう、その職務規定が新設されたこと、及び北海道立学校管理規則の一部改正に伴い、学校職員の服務に関する教育長の許可等の権限の一部を校長に移譲されたことにより、本規則の一部を改正しようとするものです。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第5条の次に、新たに「専門事務主任」に関する規程を追加し、「第5条の2」を「第5条の3」とし、同条2項の「その学校の校長の意見を聴いて委員会が命ずる。」を「委員会の承認を受けて校長が命ずる。」とし、同条第3項の「事務をつかさどる。」を「事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」に改めるものでございます。

第40条第2項は、所属職員の営利企業への従事等のうち、幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体が運営主体となって実施する、進学講習等の業務に従事することの許可は、校長がおこなうようとするものでございます。

第41条は、所属職員の教育に関する兼職等のうち、市町村に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、校長が行うとするものでございます。

なお、規則の施行日は、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を議題とします。

議案第2号「富良野市学校災害補償規則の一部改正について」を説明願います。

山下教育部長

議案第2号 富良野市学校災害補償規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険の加入内容を変更するにあたり、加入内容と教育委員会規則が同一基準によることが必要なことから、保険の内容に合わせ、富良野市学校災害補償規則の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第1条及び第3条は、規則の目的及び補償対象者を規定するもので、文言の修正と、賠償責任保険の他に、管理者の過失の有無に関わらず、障害により入院または通院に補償金を支払うことを規定するものでございます。

第5条は、補償金を支払わない場合を規定するもので、第1項第1号及び第2号には「重大な過失」、第3号には「闘争行為」、第5号には「出産及び早産」の語句を加え、第6号には、「外科的手術その他の医療措置」についての規定を加えるものでございます。

第12号には、いわゆる無免許や飲酒運転での事故。第13号にはスポーツを職業とする者が、そのスポーツ活動中に被った事故についても補償金を支払わないものと追加するものでございます。

さらに第1号から第4号には、ただし書きとして、「補償金を支払わない場合」を規定し、また、第8号から第10号には、事由に随伴して生じた事故等を加えるものでございます。

第5条第2項は、医学的所見のないものには、補償金を支払わない規定を追加するものでございます。

第7条は、法律番号を加えるものでございます。

第8条は、準用規定として、新たに「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約」を加えるものでございます。

別表につきましては、死亡給付金を 100 万円から 200 万円に、後遺障害給付金を 100 万円から 3 万円を 200 万円から 8 万円に改め、さらに入院・通院補償給付金を日数に合わせて、それぞれ規定の金額を支払うこととするものでございます。

なお、施行月日は、平成 30 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 2 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第 3 号を議題とします。

議案第 3 号「コミュニティ・スクール協議会の設置について」を説明願います。

山下教育部長

議案第 3 号 コミュニティ・スクール協議会の設置について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則第 4 条第 1 項に基づき、「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」であるコミュニティ・スクール協議会を設置するもので、平成 30 年 4 月 1 日付けで、新たに富良野東中学校及び富良野西中学校にコミュニティ・スクール協議会を設置しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 3 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第 4 号を議題とします。

山下教育部長

議案第4号「平成30年度富良野市社会教育推進計画の策定について」を説明願います。

議案第4号 平成30年度富良野市社会教育推進計画の策定について、ご説明申し上げます。

本計画は、「富良野市第7次社会教育中期計画」に基づき、平成30年度の単年度計画として策定するもので、生涯学習の観点に立った社会教育の推進を図るものでございます。

策定に当たりましては、昨年の10月19日に教育長より社会教育委員会議委員長に策定の諮問をし、社会教育委員会議において慎重に審議され、本年2月8日に社会教育委員会議委員長より議案のとおり「平成30年度富良野市社会教育推進計画(案)」として答申をいただきました。

計画の内容につきましては、中期計画との整合性を図りながら、「健やかな心身を育み、やさしさと生きがいを実感できる社会教育の推進」を基本目標として策定いたしました。

主な重点事項であります。計画書7ページからの家庭教育の分野におきましては、保護者及び地域住民を対象に家庭教育講演会や中学校校区を単位とした家庭教育セミナーを開催するとともに、ネットトラブル防止の講演会も引き続き開催し、家庭への普及・啓発に努めてまいります。

計画書9ページからの少青年教育の分野におきましては、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を山部・東山・布礼別・布部・鳥沼地区での運営を継続してまいります。また、子ども達の情操教育と郷土愛を育み、次代を担う子ども達の人材育成を図ることをめざし、「子ども未来づくり事業」と「ふらのまちづくり未来ラボ事業」の推進を引き続き図ってまいります。

計画書15ページからの青年教育の分野におきましては、青年活動活性化事業として、富良野の特性や地域の課題などを探究しながら、自主的な実践に結び付けていく「ふらの青年塾」の活動支援を継続してまいります。

計画書18ページからの高齢者教育の分野におきましては、高齢者のニーズに対応したことぶき大学を開設し、魅力あるカリキュラムを取り入れるとともに、研究科の単年度登録制を導入することで、生涯にわたり学びを通じた生きがいづくり、ネットワークづくりを進め、ことぶき大学で培った豊富な知識と経験を生かした社会参加活動を積極的に推進してまいります。

計画書24ページからの社会教育施設の分野におきましては、生涯学習センターにおいて、森林学習プログラムを引き続き実践し、地域の特色を生かした森林環境教育を推進してまいります。また、図書館において、引き続き読書活動の推進を図るとともに、開館日数増と開館時間延長の試行を継続し、サービス向上に努めてまいります。

その他、平成 29 年度の各事業を継続して推進してまいります。

なお、計画書には、平成 30 年度の各事業概要と合わせて、29 年度実績を掲載することとしておりますが、まだ年度途中のため、終了していない事業もありますので、未定稿となっております。年度終了後、整理し、掲載させていただきます。

以上、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 4 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第 5 を議題とします。

議案第 5 号「富良野市スクールカウンセラーの委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第 5 号 富良野市スクールカウンセラーの委嘱について、ご説明申し上げます。

生徒の不登校や校内、学内での種々の問題行動等の対応にあたっては、専門的な心理学の知識や心理援助知識が求められております。

本市においては、富良野東中学校、富良野西中学校、山部中学校、樹海中学校に道費による北海道公立学校スクールカウンセラーの配置を予定しておりますが、その他の中学校においても、市費によるスクールカウンセラーを配置し、教育相談、教職員及び保護者への助言・支援を行うものであります。

委嘱期間は、平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日までの期間とし、報酬額については、時間単価 5,000 円とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 5 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第 6 号を議題とします。

議案第 6 号「富良野市子どもと親の相談員の委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第 6 号 富良野市子どもと親の相談員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本市では、小学校における不登校や問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、児童虐待への対応及び教育相談体制の充実を図ることを目的に、平成 16 年度より、子どもと親の相談員を配置しております。

平成 30 年度につきましても、富良野小学校、扇山小学校、東小学校に配置し、児童の悩み相談、家庭・地域と学校の連携を支援するものであります。

委嘱期間は、平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、報酬額については、時間単価 5,000 円とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 6 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第 7 号を議題とします。

議案第 7 号「平成 30 年度富良野市学校医等の委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第 7 号 平成 30 年度富良野市学校医等の委嘱について、ご説明申し上げます。

学校保健安全法に基づく児童生徒の健康診断実施にあたり、学校医 8 名（内 1 名については耳鼻科担当）、学校歯科医 11 名、学校薬剤師 7 名に委嘱をし、児童生徒の健康診断や健康管理及び学校保健にご協力を頂くものでございます。

委嘱期間は、平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 7 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第8号を議題とします。

議案第8号「富良野市児童扶養手当障害認定医の委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第8号 富良野市児童扶養手当障害認定医の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市児童扶養手当障害認定医設置規則第2条の規定に基づき、児童扶養手当障害認定医を平成28年4月1日より社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院副院長 角谷不二雄氏へ委嘱しているところでございますか、任期が平成30年3月31日をもって満了となるため、新たに障害認定医の委嘱を行うものであります。

委嘱期間につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第8号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第9号を議題とします。

吉田委員長

議案第9号「平成30年度認可保育所における嘱託医の委嘱について」を説明願います。

山下教育部長

議案第9号 平成30年度 認可保育所における嘱託医の委嘱について、ご説明申し上げます。

児童福祉法第45条および児童福祉施設最低基準第12条、同33条の規定に基づく入所児童の健康診断の実施にあたり、小児科医1名、耳鼻科医1名、歯科医2名に委嘱し、入所児童の健康診断や健康管理にご協力を頂くものでございます。

委嘱期間は、平成30年4月1日より平成31年3月31日までの1年間です。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長 無ければ、議案第9号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第10号を議題とします。

吉田委員長 議案第10号「富良野市立学校職員服務規程の一部改正について」を説明願います。

山下教育部長 議案第10号 富良野市立学校職員服務規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、北海道道立学校職員服務規程の一部が改正され、学校職員の外勤の命令について、従来の外勤簿から口頭により行うこととなることに伴い、本規程の一部を改正しようとするものです。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第3条は「所定の出勤時刻までに出勤し」を「出勤したときは」に改めるものです。

第4条は、文言整理のため「所属」を削り、「外勤簿をもって」を「口頭により」に改めるものです。

なお、訓令の施行日は、平成30年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長 無ければ、議案第10号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

次に、議案第11号を議題とします。

議案第11号「市立学校職員に関する面接指導医の委嘱について」を説明願います。

議案第11号 市立学校職員に関する面接指導医の委嘱について、ご説明申し上げます

山下教育部長

ます。

本件は、労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、市立学校職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施するにあたり、心理的な負担の程度が高い者から希望があった場合、事業所は、医師による面接指導を行わなければならないため、面接指導のための医師を委嘱するもので、別紙のとおり社旗医療法人博友会 北の峰病院の久保昌己院長を面接指導医として委嘱しようとするものであります。

なお、委嘱期間につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まででございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 11 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。

これをもって平成 30 年第 2 回富良野市教育委員会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。礼。

閉会 午後 5 時 0 0 分